

老振発0313第1号  
平成24年3月13日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する  
指針策定のガイドラインについて

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）が平成23年6月22日に公布され、「介護サービス情報の公表」制度については、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下、「法」という。）第115条の35第3項の規定により、都道府県知事は、事業者（法第115条の35第1項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）が報告した介護サービス情報（法第115条の35第1項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。）に関して必要があると認めるときは、調査を行うことができることとされたところである。また、調査（法第115条の35第3項に規定する調査をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第140条の47の2の規定により、都道府県が定める指針（以下、「調査指針」という。）に従い行うものとされたところである。

これにより、都道府県は、調査を行うに当たり、調査の必要があると認めるときの具体的な内容等を調査指針に定めることとなるが、改正法成立の際の附帯決議（別添）を踏まえ、今般、別紙「「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針策定のガイドライン」を定めたので、これを参酌して、調査指針を定められたい。

また、事業者が調査を申し出た場合は、事業者自らが、公表する情報の正確性を担保するために、積極的に第三者による確認を実施しようとするものであり、事業者の取り組みとして評価されるものと考えられることから、こうした事業所が調査を受けられることができるよう、改正法成立の際の附帯決議を踏まえ配慮されたい。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として提示するものであり、各都道府県の実情に応じて、また創意工夫により調査が適切に実施されるよう調査指針を定める必要があることを念のため申し添える。

参考：厚生労働省令第三十号（平成24年3月13日）（抜粋）

第百四十条の四十七の次に次の一条を加える。

（調査の実施）

第百四十条の四十七の二

法第百十五条の三十五第三項の調査の実施に当たっては、都道府県が定める指針に従い行うものとする。

## 「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針策定のガイドライン

### I 調査が必要と考えられる事項

#### A 調査を実施すべきと考えられる事項

○新規申請時又は新規指定時

(調査項目の例) 新規申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に調査

○新規申請又は新規指定時から一定期間（毎年実施）

(一定期間の例) 新規申請から3年間は毎年実施

(調査項目の例) 運営情報の項目を中心に調査

○事業者自ら調査を希望する場合

(調査項目の例) 事業者の希望に応じ、全ての項目若しくは運営情報を調査

※公表システムにおいて、自主的に調査を受けた事業所であることを明示し公表する。

#### B 地域の実情に応じて、調査を実施するものと考えられる事項

○更新申請時

(調査項目の例) 更新申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に調査

○調査による修正項目の割合に応じ実施

(調査実施の例) ・修正項目の割合が一定以上の場合には、次年度も調査を実施

・修正項目の割合に応じ調査頻度を設定し実施

○一定年数毎に実施

(調査間隔の例) 2年ごとに調査

### II 調査を行わないなどの配慮をすることが適当と考えられる事項

○第三者評価など、第三者による実地調査等が行われている場合

(配慮の例) ・福祉サービス第三者評価を定期的に行っている事業所については、調査を行わないこととする。

・外部評価が義務付けされている地域密着型サービス事業所については、調査を行わないこととする。

○1事業所において複数サービスを実施している場合

(配慮の例) 主たるサービスの調査を実施することにより、他のサービスについては、調査を行わないこととする。

### III 他制度等との連携等より効率的に実施することが可能と考えられる事項

○報告内容に虚偽が疑われる場合

(調査方法等の例) 疑いのある項目を中心に調査 (状況に応じ指導又は監査と連携し調査)

○公表内容について、利用者等から通報があった場合

(調査方法等の例) 通報があった項目を中心に調査 (状況に応じ指導又は監査と連携し調査)

○実地指導と同時実施

(調査方法等の例) 実地指導の内容を考慮のうえ、連携し調査

○状況に応じて、調査する項目を選定して実施

○その他必要に応じて実施する場合

(調査方法等の例) 食中毒や感染症の発生、火災等の問題が生じた場合に、必要な項目について管内の事業所を調査 (状況に応じ行政指導等と連携し調査)

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案  
に対する附帯決議 〔抜粋〕

平成23年5月27日衆議院厚生労働委員会

三 介護サービス情報の公表制度については、適正な調査が実施されるよう、都道府県、指定情報公表センター、指定調査機関その他の関係者の意見を十分に踏まえつつ、ガイドラインの作成等必要な措置を講ずること。その際、事業者より申し出がある場合には積極的に調査できるよう配慮するとともに、指定調査機関・調査員の専門性を活用すること。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案  
に対する附帯決議 〔抜粋〕

平成23年6月14日参議院厚生労働委員会

三 介護サービス情報の公表制度については、適正な調査が実施されるよう、都道府県、指定情報公表センター、指定調査機関その他の関係者の意見を十分に踏まえつつ、ガイドラインの作成等必要な措置を講ずること。その際、事業者より申し出がある場合には積極的に調査できるよう配慮するとともに、指定調査機関・調査員の専門性を活用すること。